

## 謝 金 規 定

### (目的)

第1条 この規定は、一般社団法人KATARU（以下、「当法人」という。）が支給する謝金について必要な事項を定めることを目的とする。

### (謝金対象者)

第2条 当法人の事業に関与する者において、当法人が支給対象と認める者をこの規定による謝金対象者とする。

### (謝金の種類)

第3条 謝金の種類は、次の通りとする。

- (ア) 講師料  
講演等の実施に対する報酬として支給する謝金
- (イ) 交通宿泊費  
講演等にかかわる交通宿泊費相当額として支給する謝金
- (ウ) 報酬  
業務の成果や達成度に応じて支給する謝金

### (謝金料の計算)

第4条 謝金料の1時間当たりの単価は、次の表を基準とする。

	区分	単価
講師料	民間等	5,000 円
	大学教員、弁護士等	15,000 円
報酬	活動協力等	1,200 円
	高度技術等	3,000 円
	法人運営等	1,500 円

- 2 前項の単価を増減する必要がある場合には、理事会での審議を経て、代表理事が別に定めるものとする。
- 3 謝金料は、表の単価に稼働時間をかけて計算するものとする。但し、支給金額については依頼内容によって変更することがあるものとする。

### (交通宿泊費の支払い基準)

第5条 交通費の支払い基準は、次の表を基準とする。

交通手段	支払い基準
自家用車を利用する場合	1 k mあたり 20 円分のガソリン代 利用区間内の高速道路料金 駐車料金
鉄道を利用する場合	利用区間内の乗車券

	利用区間内の一般指定席特急券
飛行機を利用する場合	利用区間内のエコノミークラス搭乗券

2 宿泊費の支払い基準は、次の表を基準とする。

宿泊数	上限単価
1泊	20,000円

### (謝金の支払い)

第6条 謝金の支払いに際しては、所定の様式に必要な事項を記載して、当法人に提出する必要がある。

- 2 交通にかかる経路区間は、起点を自宅または勤務先の最寄り駅とし、着点を講演等の用務場所の最寄り駅等までとし、最も経済的な経路・方法での記載を行う必要がある。
- 3 謝金の支払方法は、「口座振込先申請書」に記載された金融機関口座への現金振り込みとする。
- 4 謝金の支払時期は、当月分を月末締めとし、翌月20日までに振込又は、年度末一括払いのいずれかの方法を取ることができる。

### (源泉徴収)

第7条 当法人は、謝金の支払いに際して、法令の定めに基づき源泉所得税を徴収する。

謝金は、源泉所得税を差し引かれた額を支払うものとし、支給対象者はこの源泉所得税の徴収に同意するものとする。具体的な源泉所得税の税率や計算方法は、所得税法及び関連法規、指針に従い、適用されるものとする。

- 2 源泉所得税の徴収後、当法人は支給対象者に対して支払調書を交付する。支払い対象者は、支払調書を所得税の申告に使用するものとする。
- 3 源泉所得税以外の必要な税金が発生する場合、当法人はこれを適切に取り扱い、関連法規に従って処理するものとする。

### (規定外事項)

第8条 この規定に定めていない事項については、理事会での審議を経て、理事長が別に定めるものとする。

### (規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、理事会において行う。

附則

### (改定の時期)

この規程の改定は、令和6年12月1日から施行する。改訂された規程は、施行日以降に支払われる謝金に適用するものとする。